

電話診察で処方箋を発行できます

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大防止のための臨時的な措置として、電話で診察を受けて調剤薬局でお薬を受け取ることができます。

下記の項目をご覧ください。

《注意事項》

- あくまでも臨時的な措置であり、原則は対面での診察になります。
- 概ね 3 か月間症状が落ち着いている方が対象です。初診の方は電話診察できません。
- 少なくとも 3 か月に一度は来院して、対面での診察をお願いします。
- 通常処方しているお薬以外の処方、また、28 日分を超える処方はできません。
- 診察医の指定は対応できかねます。
- 症状に変化があった場合や主治医が判断した場合、電話診察ができず対面での診察をお願いすることになります。
- 自立支援医療で調剤薬局を指定している場合は、他の調剤薬局でお薬を受け取ると自立支援医療が適用されず 3 割負担になります。
- 診察料の他に送料通信料（300 円）をいただきます。
- 処方箋が調剤薬局に届くまで時間がかかることがありますのでご了承願います。

❖❖❖❖ 電話診察の流れ ❖❖❖❖

- ・事前に、保険証・自立支援医療受給者証・お薬手帳をご用意ください。
- ・10:00 から 16:30 の間に 022-234-0461 へお電話いただき、「電話診察希望」とお伝えください。
- ・概ね 13:00 から 14:00 の間に電話診察対応の医師よりお電話を差し上げます。
- ・電話診察終了後、処方箋を調剤薬局へ FAX・郵送いたしますのでお薬の受取りに関してはそちらへご確認ください。
- ・医事課より、保険証確認等のお電話を差し上げます。
- ・後日請求書をお送りしますので、期日までに指定の口座へお振込みをお願いいたします。